

鶴ヶ島市告示第283号

鶴ヶ島市要保護・準要保護児童生徒就学援助事業事務処理要綱を次のように定める。

平成27年12月28日

鶴ヶ島市長 藤 縄 善 朗

鶴ヶ島市要保護・準要保護児童生徒就学援助事業事務処理要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第19条に規定する者に対し、適正な援助を行うとともに、適切な事務処理を行うため、要保護及び準要保護者を認定するために必要な手続きを定める。

第2条 児童又は生徒の保護者（以下「保護者」という。）が、生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者である場合は、当該児童生徒を「要保護児童生徒」とする。

(準要保護者)

第3条 市長は、児童及び生徒の保護者が、生活保護法第6条第2項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮していると認められる場合で、次の各号のいずれかに該当する場合は、準要保護者に認定することができる。この場合、当該児童生徒を「準要保護児童生徒」とする。

- (1) 世帯の収入額が、特別支援学校への就学奨励に関する法律施行令第2条の規定に基づく保護者等の属する世帯の収入額及び需要額の算定要領（平成26年4月1日付け26文科初第27号）に定める測定方法により算出されたその世帯の需要額の1.3倍以下である者
- (2) 前年度又は当該年度において、次のいずれかの措置を受けている者

- ア 生活保護法による保護の停止又は廃止
- イ 地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の62に基づく個人の事業税の減免
- ウ 地方税法第295条第1項に基づく市町村民税の非課税
- エ 地方税法第323条に基づく市町村民税の減免
- オ 地方税法第367条に基づく固定資産税の減免
- カ 国民年金法（昭和34年法律第141号）第89条及び第90条に基づく国民年金保険料の免除
- キ 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第77条に基づく保険料の減免又は徴収の猶予
- ク 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第4条に基づく児童扶養手当の支給
- ケ 世帯更正貸付補助金による貸付け

(3) 前各号に掲げるもののほか、次のいずれかに該当する者

- ア 失業対策事業適格者手帳を有する日雇労働者又は職業安定所登録日雇労働者
- イ 職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者
- ウ 学級費、PTA会費等の学校納付金の減免が行われている者
- エ 学校納付金の納付状態が悪い者、児童生徒の被服等が悪い者又は児童生徒の学用品、通学用品等に不自由している者等で生活状態が極めて悪いと認められる者
- オ 経済的理由による児童生徒の欠席日数が多い者
- カ 失業等により収入が著しく減った者、生計を共にする家庭に病気療養中の者がいる者、災害を受けた者等特別の事情のある者

2 前項第2号又は第3号に基づく認定をする時は、学校長及び必要に応じて社会福祉法（昭和26年法律第45号）第15条第1項に定める福祉に関する事務所の長及び民生委員法（昭和23年法律第198号）に定める民生委員に助言を求めなければならない。

(準要保護者の認定)

第4条 準要保護者の認定を受けようとする者は、就学援助認定申請書・世帯票（別記様式）に保護者の属する世帯の前年の所得の状況を証する書類を添えて市長に申請しなければならない。

2 認定日は、原則として申請のあった月の翌月1日とする。ただし、年度途中の転入児童生徒が転入前の学校で認定されていた場合は、転入前の市町村と協議を行い、認定日を定めるものとする。

(申請者等への通知)

第5条 市長は、申請があった場合、速やかに審査のうえ、その可否を申請者、校長に通知するものとする。

(届出の義務)

第6条 要保護及び準要保護児童生徒の保護者は、生計状況に変動があったとき又は居住地、世帯構成に異動を生じたときは、速やかに市長に届け出なければならない。

(認定の取消)

第7条 市長は、認定を受けた保護者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、認定を取り消すことができる。

(1) 申請書に虚偽の事項を記載したとき。

(2) 認定要件に該当しなくなったとき。

(取消通知)

第8条 市長は、前条に規定する認定の取消しを決定したときは、速やかに、申請者及び学校長へ通知するものとする。

(援助を行う費目及び額)

第9条 援助を行う費目及び額は、法令に定めのあるものを除き、次のとおりとする。

(1) 学用品費、通学用品費及び新入学児童生徒学用品費等については、就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律施行令（昭和31年政令第87号）第1条に規定する文部科学大臣が定

める額

(2) 校外活動費及び修学旅行費については、これに要した経費のうち参加児童生徒の保護者が均一に負担した額。ただし、要保護児童生徒援助費補助金及び特別支援教育就学奨励費補助金交付要綱（昭和62年文部大臣裁定）に基づき毎年度文部科学省が定める児童生徒1人当りの予算単価を上限とした額

(3) 学校給食費については、これを受けるのに要した額

(4) 医療費については、学校保健安全法施行令（昭和33年政令第174号）第7条に規定する疾病の治療に要した額

（支出に伴う証拠書類の整理保存）

第10条 市長は、援助に関する次の書類を正確に処理し、整理保存しておかなければならない。

(1) 要保護及び準要保護児童生徒に係る申請書・世帯票

(2) 学用品費等支給台帳

(3) 学校給食費支給明細書

(4) 医療券交付簿

附 則

1 この告示は、平成28年1月1日から施行する。